

第 17 回

熊本県議会

道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成22年 3 月 24 日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 17 回 熊本県議会 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成22年3月24日（水曜日）

午後2時17分開議

午後2時22分閉会

本日の会議に付した事件

(1) 正副委員長互選の件

出席委員（15人）

委員長 藤川 隆夫
副委員長 九谷 弘一
委員 児玉 文雄
委員 竹口 博己
委員 前川 收
委員 馬場 成志
委員 堤 泰宏
委員 松田 三郎
委員 溝口 幸治
委員 西 聖一
委員 早田 順一
委員 濱田 大造
委員 内野 幸喜
委員 高野 洋介
委員 増永 慎一郎

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者（なし）

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 後藤 勝雄

午後2時17分開議

○後藤政務調査課課長補佐 担当書記の後藤
でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の選任がございましたので、

正副委員長の互選をお願いいたします。

委員会条例第6条の2第2項の規定により
まして、年長委員に委員長互選の職務を行っ
ていただくことになっております。

本委員会の年長委員は、児玉委員でござい
ます。

それでは、児玉委員、よろしくお願いいた
します。

（年長委員着席）

○児玉文雄年長委員 ただいまから、第17回
道州制問題等調査特別委員会を開会します。

私が年長でありますので、これより、委員
長互選の職務を行います。

委員長互選の方法については、指名推選と
投票がございしますが、指名推選により行いた
いと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○児玉文雄年長委員 御異議なしと認めま
す。よって、委員長互選の方法は、指名推選
により行うことといたします。

それでは、委員長候補者を指名する方を決
めたいと思います。どなたから指名していただ
きませんか。

（「年長委員一任」と呼ぶ者あり）

○児玉文雄年長委員 私にという声がありま
すが、私が指名することに御異議ありません
か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○児玉文雄年長委員 御異議なしと認めま
す。それでは、委員長に藤川委員を指名した
いと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○児玉文雄年長委員 御異議なしと認めま
す。よって、藤川委員が委員長に決定しまし
た。これで、私の職務は終わりました。あり
がとうございました。

（年長委員退席、委員長着席）

○藤川隆夫委員長 ただいま、委員長に選任いただきましてありがとうございます。一昨年、この道州制の委員会におりましたけれども、昨年は違う委員会に属しておりました。今回は、昨日、熊本市の合併の式典があり、そして政令指定都市へ向けて動き出しております。政令指定都市の周辺の部分を含んだ議論をこの委員会でするように今回なっておりますので、委員各位におかれましても、是非、いろんな活発な意見をおっしゃっていただければと思います。今後1年間、誠心誠意、この委員会の円滑な運営に努力して参る所存でございますので、どうぞよろしく願い申し上げます。簡単ではありますが、あいさつとさせていただきます。

(拍手)

○藤川隆夫委員長 それでは、引き続き副委員長の互選を行います。副委員長互選の方法については、指名推選と投票がございますが、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 御異議なしと認めます。よって、副委員長互選の方法は、指名推選により行うことといたします。

それでは、副委員長候補者を指名する方を決めたいと思います。どなたから指名していただきますでしょうか。

(「委員長一任」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 委員長にという声がありますが、私が指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 御異議なしと認めます。それでは、副委員長に九谷委員を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 御異議なしと認めます。よって、九谷委員が副委員長に決定しました。それでは、九谷副委員長から就任のあいさつ

をお願いします。

○九谷弘一副委員長 ただいま、皆様の御推挙によりまして、副委員長という大役を仰せつかることになりました。前年に引き続いて道州制におりますけれども、皆様方の御指導をいただきながら、委員長を支えて参りたいと思いますので、どうぞひとつよろしく願いを申し上げます。

(拍手)

○藤川隆夫委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって閉会いたします。御苦労様でした。

午後2時22分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長